特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
福生市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
福生市長

公表日
令和5年7月3日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法の規定に基づき、介護保険の被保険者の資格、保険料賦課徴収、受給者台帳及び給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務について取扱う。 1　被保険者の資格情報の管理に関する事務 2　被保険者の保険料の賦課、収納管理、滞納情報管理に関する事務 3　被保険者の要介護認定に関する事務 4　被保険者の給付実績情報の管理に関する事務 5　保険者事務共同処理業務 6　マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
1.資格管理ファイル　2.保険料賦課・収納管理ファイル　3.認定管理ファイル　4.給付管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の68の項及び別表第一省令第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） 別表第二の1の項、別表第二省令第1条 別表第二の2の項、別表第二省令第2条 別表第二の3の項、別表第二省令第3条 別表第二の4の項、別表第二省令第4条 別表第二の6の項、別表第二省令第6条 別表第二の26の項、別表第二省令第19条 別表第二の30の項 別表第二の33の項 別表第二の39の項 別表第二の42の項、別表第二省令第25条 別表第二の46の項 別表第二の56の2項、別表第二省令第30条 別表第二の58の項 別表第二の61の項、別表第二省令第32条 別表第二の62の項、別表第二省令第33条 別表第二の80の項、別表第二省令第43条 別表第二の83の項 別表第二の87の項、別表第二省令第44条 別表第二の90の項 別表第二の93の項、別表第二省令第46条 別表第二の94の項、別表第二省令第47条 別表第二の95の項 別表第二の117の項 （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の93の項、別表第二省令第46条 別表第二の94の項、別表第二省令第47条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福生市役所　福祉保健部介護福祉課　東京都福生市本町5番地　電話042-551-1511（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福生市役所　福祉保健部介護福祉課　東京都福生市本町5番地　電話042-551-1511（代表）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査　[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	平成27年3月31日	平成27年12月25日	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
平成27年12月25日	Ⅰ関連情報　4.情報連携　②法令上の根拠	第三欄「情報提供者」が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項	（削除）	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
平成27年12月25日	Ⅰ関連情報　4.情報連携　②法令上の根拠	第一欄「情報照会者」が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項	（削除）	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
平成27年12月25日	Ⅰ関連情報　4.情報連携　②法令上の根拠	（追加）	別表第二の83の項	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
平成27年12月25日	Ⅰ関連情報　4.情報連携　②法令上の根拠	別表第二の5の項、別表第二省令第5条	（削除）	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
平成27年12月25日	Ⅰ関連情報　4.情報連携　②法令上の根拠	別表第二の97の項	（削除）	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
平成27年12月25日	1関連情報　5.担当部署　②所属長の役職	介護福祉課長	福祉保健部参事兼介護福祉課長事務取扱	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
平成28年12月1日	Ⅰ関連情報　4.情報連携　②法令上の根拠	別表第二の80の項、別表第二省令第80条	別表第二の80の項、別表第二省令第43条	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
平成28年12月1日	1関連情報　5.担当部署　②所属長	福祉保健部参事兼介護福祉課長事務取扱 吉野　真智子	介護福祉課長　清水　勲	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
平成29年5月17日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	（追加）	5　保険者事務共同処理事業	事前	
平成29年5月17日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム	介護保険システム、団体内統合宛名システム、伝送通信ソフト	事前	
平成30年12月3日	Ⅰ関連情報　5. ②所属長	前課長名	所属長の役職	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
令和1年6月24日	Ⅳリスク対策	該当なし	様式改正に伴い記載	事前	
令和5年7月3日	Ⅰ関連情報　②事務の概要	介護保険法の規定に基づき、介護保険の被保険者の資格、保険料賦課徴収、受給者台帳及び給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務について取扱う。 1　被保険者の資格情報の管理に関する事務 2　被保険者の保険料の賦課、収納管理、滞納情報管理に関する事務 3　被保険者の要介護認定に関する事務 4　被保険者の給付実績情報の管理に関する事務 5　保険者事務共同処理業務	6　マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務を追加	事後	
令和5年7月3日	Ⅰ関連情報　③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、伝送通信ソフト	サービス検索・電子申請機能を追加	事後	